

## 岩沼市有料広告掲載に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として民間企業等の有料広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 市の広報物及び印刷物
  - イ 市のホームページ
  - ウ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めたもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

### (広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 政治性のあるもの
  - (4) 宗教性のあるもの
  - (5) 社会問題についての主義主張
  - (6) 青少年の健全育成を害するもの
  - (7) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの
  - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
  - (9) その他、広告掲載を行う広告として不適当であると市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告掲載を行う広告に関する基準は、市長が別に定める。

### (広告媒体の種類等)

第4条 広告媒体の種類及び媒体ごとの規格、枠数、掲載位置、掲載料等は、市長が別に定める。

### (広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報、ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、岩沼市有料広告掲載申込書(様式第1号)に広告案を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、岩沼市有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

2 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、岩沼市有料広告掲載決定承諾書(様式第3号)を提出しなければならない。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告主は、市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により広告掲載料を一括納入するものとする。

(広告案の審査)

第9条 市長は、第6条に規定する広告案について、その内容を審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることができる。

(広告の作成)

第10条 広告主は、前条に規定する審査後(修正を求められた場合は、当該修正後)に広告を作成するものとする。

(広告審査会の設置)

第11条 広告掲載に関し、次に掲げる事項の協議等を行うため、岩沼市広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (1) 第3条に規定する広告の範囲及び基準に関すること。
- (2) 第20条に規定する委託に関すること。
- (3) その他広告掲載に関すること。

(審査会の組織)

第12条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長、副会長及び委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等の職務)

第13条 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議等)

第14条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(広告主の責任等)

第16条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合は、宮城県屋外広告物条例（昭和49年条例第16号）に規定する許可を受けなければならない。

(広告掲載の取消し)

第17条 市長は、次の各号に該当するときは、第7条の規定による広告掲載の決定を取消することができる。

(1) 市長が指定する期日までに広告案を提出しなかったとき又は広告掲載料を納付しなかったとき

(2) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき

(広告掲載料の還付)

第18条 広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときはこの限りでない。

(広告掲載事業の周知)

第19条 市長は、広告掲載事業を広く周知するため、広告掲載の目的等を広告媒体の一部に掲載するものとする。

(広告代理店等への業務委託)

第20条 市長は、広告の募集、広告の作成等を広告代理店等に委託することができる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第33号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

会長	副市長
副会長	総務部長
委員	教育長 健康福祉部長 市民経済部長 建設部長